

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【人事委員会】 ○ 令和2年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施 ○ 令和2年度障がい者対象の岡山県職員（事務）等採用試験の実施
		担当課（室）	道路整備課 〃 人事委員会 〃
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 種見明戸線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市見明戸字家ノ脇七二番六地先から	真庭市見明戸字家ノ脇七二番六地先から	旧	六・五〇・五	四一・三
真庭市見明戸字荒神ノ前七二六番一地先まで	真庭市見明戸字荒神ノ前七二六番一地先まで	新	八・二〇・七	四一・三

区	域	新旧	幅員	延長
一 道路の種類 県道				
二 路線 名 宮地有漢線				
三 道路の区域				

真庭市宮地字トイ迫二二三八番五地先か ら 真庭市宮地字竹谷二二二二番三地先まで	真庭市宮地字トイ迫二二三八番五地先か ら 真庭市宮地字竹谷二二二二番三地先まで	
旧	新	別
一七・四〇 五三・七	二五・〇〇 五五・七	(メートル)
一六〇・〇	一六〇・〇	(メートル)

令和2年8月11日 岡山県公報 第12218号

◎岡山県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

令和二年八月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道	
路線名	種見明戸線	宮地有漢線
区間	真庭市見明戸字家ノ脇七二一番六地先から 真庭市見明戸字荒神ノ前七二六番一地先まで	真庭市宮地字トイ迫二二三八番五地先から 真庭市宮地字竹谷二二一二番三地先まで
供用開始 年月日	令和二年八月十一日	

◎岡山県人事委員会公示第九号

令和二年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和二年八月十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	十五名	知事部局（本庁、県民局等）等において、一般行政事務に従事する。
土 木	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和五十五年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十五年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするものの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分		行政	種目	内 容
資格加 点		適 性 検 査	論 文 試 験	教 養 試 験
七1の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技術及び知識について行う。		性格、心理等について検査を行う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。
分 野		資 格 ・ 免 許 ・ 検 定		
中国語	英 語	実用英語技能検定（英検）準一級以上 TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）五五〇点以上 TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上		
中国語検定試験二級以上				

語学	分野 期間	経営支援・会計 計画	情報		
				韓国語	
平成三十年八月十一日から試験の申込み		日商簿記検定試験一級 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として人事委員会が認める資格）	経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ＩＴパスポート試験、基本情報技術者試験及びこれらに相当する試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者	韓国語能力試験四級以上	中国語コミュニケーション能力 検定五五〇点以上 漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上
				ハングル能力検定試験準二級以上	上

なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加点する。

四 試験の期日及び試験会場
1 第一次試験

土 木		行 政	試験区分
口 述 試 験	論 文 試 験	口 述 試 験	種 目
第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	内 容

2 第二次試験

土 木								
適 性 検 査	専 門 試 験	教 養 試 験						
性格、心理等について検査を行う。	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。	<table><tr><td>情 報</td><td>の時点まで</td></tr><tr><td colspan="2">平成二十九年八月十一日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）</td></tr></table>	情 報	の時点まで	平成二十九年八月十一日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）		
情 報	の時点まで							
平成二十九年八月十一日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）								

2 第二次試験

令和二年十月十八日（日曜日）			試験の期日
岡山会場	試験会場		試験会場
東京会場	岡山市北区津島京町二丁目一〇番一号 岡山商科大学	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎	

試験の期日	令和二年十一月二十六日（木曜日）から同年十二月六日（日曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和二年十一月四日（水曜日）	合格者の受験番号

第二次試験

令和二年十二月十五日（火曜日）

合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和三年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和二年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、令和二年八月十一日（火曜日）から同年九月十八日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第十号

令和二年度障がい者対象の岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

令和二年八月十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
岡山県職員（事務）	八名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	一名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、学校事務に従事する。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 平成二年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者

(2) 次のいずれかの交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の規定による申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の

促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書及び意見書

ウ 産業医によるイに準じる診断書及び意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいに係るものを除く。）

エ 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市の長が交付する療育手帳

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが作成した知的障害者であることの判定書
カ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
い。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

(2) 岡山県警察行政職員

口述試験

第一次個別面接、集団面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和二年十一月一日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和二年十一月三十日（月曜日）から 同年十二月六日（日曜日）までのうち 指定する日（第一次試験の合格者に対して、 直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
----	-------	----

第一次試験	令和二年十一月十日（火曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和二年十二月十五日（火曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和三年四月一日とする。

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和二年四月採用者（新卒者）の給料月額は一五七、九〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

- 2 受験申込書は、令和二年八月十一日（火曜日）から同年九月二十三日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、令和二年八月十一日（火曜日）から同年九月二十三日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。